

## 掲示

当院は、中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です。

### 1. 外来の診療時間

- \* 診療科で受付・診療時間は異なります。診療体制表をご確認ください。
- \* 時間外で外来診療をされた場合の診察料は概算請求として3,000円をいただいております。後日清算となりますのでご了承ください。(清算後の請求額には通常の診察料に加えて時間外加算分が含まれております)

別紙参照

### 2. 入院基本料に関する事項

- 3階病棟では入院患者様20人に対して1人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と入院患者様20人に対して1人以上の看護補助者を配置しており、1日に16人以上の看護職員(看護師、准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。  
8:30～17:30 看護要員の1人当たりの受持ち数は7人以内です。  
16:30～9:15 看護要員1人当たりの受持ち数は20人以内です。
- 4階病棟は、一日に平均して入院患者様13人に対して1人以上の看護職員(看護師及び准看護師)を配置しており、1日に15人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。  
8:30～17:30 看護職員1人当たりの受持ち数は6人以内です。  
16:00～ 1:00 看護職員1人当たりの受持ち数は16人以内です。  
0:30～ 9:30 看護職員1人当たりの受持ち数は24人以内です。

### 3. 中国四国厚生局長への届出事項に関する事項

別紙参照

- 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。
- 当院は、入院時食事療養費の届出に係る食事を提供しています。  
特別管理による食事の提供では、管理栄養士によって管理された食事が適時(夕食は午後6時以降)、適温で提供されます。

### 4. 診療明細書について

- 当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行することと致しました。  
明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出ください。

### 5. 保険外負担に関する事項

- 当院は、以下の事項について、実費負担をお願いしています。
  - ◆文書料 1通 1,100円～11,000円
  - ◆予防接種料(別紙ご案内あり)
  - ◆各種健診料金(別紙ご案内あり)
  - ◆オムツは1階売店にて販売しております。
  - ◆テレビ・ランドリー・冷蔵庫カード 1,000円／1枚(テレビ・洗濯機・冷蔵庫使用のための共通カードです)
  - ◆その他 入院患者様付き添いベッド代 1日あたり150円 ※詳しくは事務課におたずねください。
  - ◆ご希望があれば、散髪・クリーニングの業者をご紹介します。

\*なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

### 6. 入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)は下記表のとおりです。

3階病棟(療養病棟)食事療養費に係わる負担金(1日分)

	70歳未満	70歳以上	生活療養標準負担額		
A	B,Cのいずれにも該当しない者		370円(1日) + 490円(1食)		
	指定難病患者以外厚生労働大臣が認める者※3		370円(1日) + 510円(1食)		
B	限度額適用区分「オ」	低所得者Ⅱ	指定難病患者※1 老齢福祉年金受給者 境界層該当者		0円 + 300円(1食)
			370円(1日) + 240円(1食)		
C	限度額適用区分「オ」	低所得者Ⅰ	厚生労働大臣が定める者※3		370円(1日) + 130円(1食)
			厚生労働大臣が定める者※3		370円(1日) + 110円(1食)

4階病棟(一般病棟)食事療養費に係わる負担金(1日分)

	70歳未満	70歳以上	食事療養標準負担額	
A	B,C,Dのいずれにも該当しない者		510円	
B	C,Dのいずれにも該当しない指定難病患者※1		300円	
C	限度額適用区分「オ」	低所得者Ⅱ	90日目までの入院	240円
			91日以降の入院 (長期該当者※2)	190円
D		低所得者Ⅰ	110円	

※1.特定医療(指定難病)受給者証の提示が必要です。

※2.長期該当者となる場合は、申請を行い再交付された限度額認定証の提示が必要となります。

※3.厚生労働大臣が定める者は、酸素療法や中心静脈栄養等を要する状態、パーキンソン病等の指定難病に罹患している状態などです。

これらの病態に該当するかは、主治医の判断によります。該当につきましては「医療区分・ADLに係る評価票」を毎月10日前後に配布致しますのでご確認下さい。

- ・公費負担医療や生活保護医療、労災保険については、費用が発生しません。
- ・市町村等より交付される「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、その区分によって費用が異なります。
- ・65歳未満の方は、一般病棟の食事療養費に係る制度が適用されます。
- ・詳しくは、相談室又は事務課でお尋ね下さい。

### 7. 特定療養費制度による差額徴収について

- ・当病院では、特別療養環境室(差額室料)についての差額室料は徴収しない事にしております。
- ・紹介状を持参されない場合も、初診料差額の徴収が認められていますが、初診料差額は徴収しておりません。
- ・入院期間が180日を超える入院  
「厚生労働省が定める計算による180日」を超えて入院される場合は、入院基本料のうち一定額が保険給付より外されるためその差額を徴収させていただきます。
- 入院基本料の15%が保険給付の対象から除外され、当院では1日約1,998円となります。

※厚生労働大臣が定める状態にある入院の場合はこの限りではありません。